

第7回鴻巣市議会議員政治倫理審査会

日 時：令和7年1月20日（木）

午前9時

場 所：市役所5階 理事者控室

次 第

1 審査結果報告書（案）について

2 その他

配付資料

- ・次第
- ・倫理審査会の経過及び結果（案）
- ・審査結果報告書（案）
- ・謝罪文（案）

鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）

1 審査会の設置

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者金子雄一議員外11名の議員より鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の提出があり、同条例第8条の規定により、議長は、令和7年6月23日に審査会を設置し、次の6名の議員を審査会の委員に任命した。

田中 克美 議員	大塚 佳之 議員	金澤孝太郎 議員
潮田 幸子 議員	諏訪三津枝 議員	小泉 晋史 議員

2 審査の目的

織田京子議員が、議長として知るに至った警察の捜査情報を、被疑者に伝えたことについて、

(政治倫理基準)

- 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号

市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

に抵触するかどうか審査をした。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和7年6月23日（月）、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程第4条の規定により「会長・副会長の互選について」協議し、審査会の会長に小泉晋史委員、副会長に潮田幸子委員が互選された。

次に、「会議の公開・非公開について」、「審査請求内容の報告」、「今後の審査会日程（案）について」協議した。

【第2回審査会】

諸般の事情により延期していた審査会の活動の再開に目途がついたことから、令和7年9月3日（水）、第2回審査会を開催し、今後のスケジュール等について協議し、次回の開催日及び議題について協議した。

【第3回審査会】

令和7年9月19日（金）、第3回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者から事情聴取・質疑応答を行った。審査請求代表者から提出された鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書及び同請求書の別紙の鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由について説明を受け、委員との質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第1項第1号の規定による審査請求の適否について審議を行い、当該事案については本審査会で審査するにあたり、審査に適

すると判断した。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である織田京子議員から事情聴取・質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として芝寄和好議員に出席を求め、意見聴取を行った。

【第4回審査会】

令和7年10月2日（木）、第4回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として、羽鳥 健議員、秋谷 修議員、竹田悦子議員に出席を求め、意見聴取を行った。

【第5回審査会】

令和7年10月16日（木）、第5回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、参考人として矢島洋文議員、潮田幸子議員、小泉晋史議員に出席を求め、意見聴取を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定により、審査請求代表者である金子雄一議員から事情聴取・質疑応答を行った。

次に、鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定により、審査対象者である織田京子議員より事情聴取・質疑応答を行った。

【第6回審査会】

令和7年11月6日（木）、第6回審査会を開催し、鴻巣市議会議員政治倫理第9条第1項第2号の規定により、同条例第4条第6号に規定する政治倫理基準に違反する行為又は事実の有無について、審査を行い、審査請求書に記載のある違反行為に対して、審査会として、審査請求書、審査請求代表者、審査対象者、参考人からの事情聴取や意見聴取を踏まえて審査を行い、同号に違反しているとの結論に至った。

次に、違反しているとの結論を受け、鴻巣市議会議員政治倫理第9条第1項第3号の違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置について審査し、同条第4項第2号に規定する本会議における謝罪文の朗読に決定した。

【第7回審査会】

4 審査の結果

(1) 当該審査請求の適否（第9条第1項第1号）

審査結果 ⇒ 審査に適すると判断

(2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実の有無（第9条第1項第2号）

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条第6号に違反しているものと判断

(3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置（第9条第1項第3号）

審査結果 ⇒ 鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第4項第2号の措置に決定

様式第8号(第11条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）

第〇〇号
令和7年1月1日

鴻巣市議会議長 橋本 稔様

鴻巣市議会議員政治倫理審査会
会長 小泉晋史

令和7年6月23日付けで調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

- (1) 審査対象議員 織田京子議員
- (2) 審査請求の疑義の内容 議長として知るに至った警察の捜査情報を、被疑者に伝えられたこと
- (3) 審査請求の疑義の根拠 鴻巣市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第6号

2 審査結果

- (1) 当該審査請求の適否について（条例第9条第1項第1号）
審査に適すると判断した。
- (2) 第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反する行為又は事実の有無について（条例第9条第1項第2号）
主な論点
 - ア 議長が捜査対象者に電話をかけた行為について、たとえ善意や仲間意識があったとしても、議長には守秘義務があるという点
 - イ 議長が警察からの照会について捜査対象者に伝えたか否かについて、証言が食い違っており、物的証拠もない点
 - ウ 議長が警察からの文書を確認した「同日」に電話をかけたことは本人も認めており、時期的な問題がある点
 - エ 市民に誤解を与える可能性がある行為であり、慎重さを欠いたと評価されるのではないかという点

について論議した。

慎重審議の結果、条例第4条第6号では「市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」と規定されていることから、本案件は、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為であり、条例第4条第6号に違反しているものと判断した。

(3) 違反行為等があると認めた場合における審査の対象となった議員に対する措置について（条例第9条第1項第3号）

証拠書類がない、情報漏えいしたと思っていないため第1号、全く悪意があったわけではないとの主張はあるが行為は認められるべきことではないことから第2号、審査請求代表者は、人を憎んでいる、恨んでいるわけでもないと言っていることから第1号及び第2号のいずれか、違反行為をしているのに善惡を理解していないため第4号が相当との意見があったが、採決の結果、条例第9条第4項第2号の措置に決定した。

謝罪文（案）

私は、令和7年1月28日、議長としての職務に関連して得た情報から、当該議員に対して電話にて伝達し、注意喚起するという行為を行いました。この行為は、私自身としては注意喚起の意図であり、情報漏洩や守秘義務違反にあたるものではないと認識しておりましたが、議長という立場にある者として、議会の信頼と品位を損なう結果となつたことは、深く反省しております。

議会は市民の負託を受けた公の場であり、議長はその秩序と信頼を守る責務を負っております。私の行為がその責務に対する認識の甘さから生じたものであることを真摯に受け止め、今後は一層の自覚と慎重さをもって職務にあたる所存です。ここに、議場において謝罪の意を表し、議員各位ならびに市民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

令和7年〇月〇日

鴻巣市議会議員

氏名